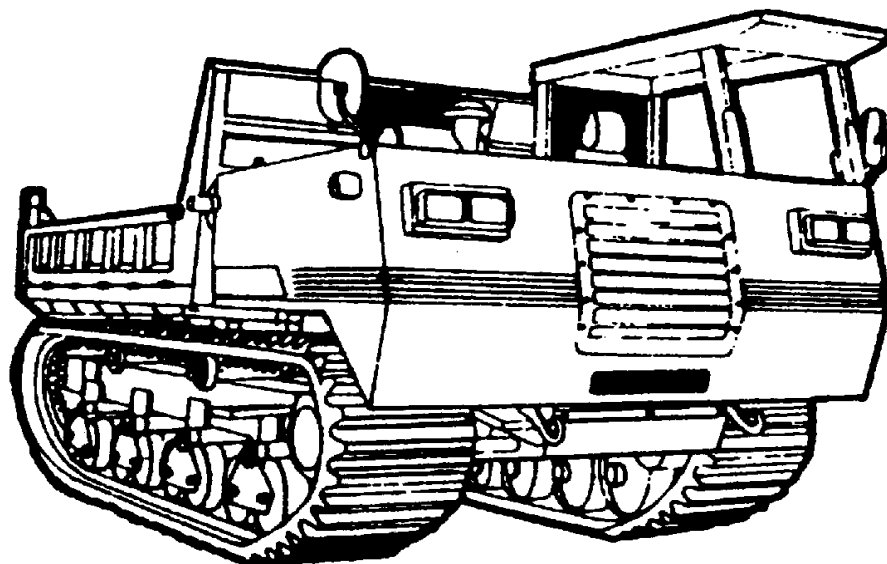


不整地運搬車運転技能講習 ご 案 内

青森労働局長登録教習機関（登録番号・第78号）
建設業労働災害防止協会 青森県支部
（略称：建災防）

労働安全衛生法第61条(就業制限)の規定により、最大積載量1t以上の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者でなければ運転の業務に就くことができないことになっております。

当支部は、青森労働局長登録教習機関として、この技能講習を実施いたしますので、この機会を逃さず有資格者の充足を図られますようご案内いたします。



* 不整地運搬車は、不整地・傾斜地・軟弱地・狭い場所での土砂や資材の運搬作業車として幅広く使用されている運搬車です。

1. 講習科目及び時間

(1) 学科講習

- ① 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識（4時間）
- ② 荷の運搬に関する知識（4時間）
- ③ 運転に必要な力学に関する知識（2時間）
- ④ 関係法令（1時間）

(2) 実技講習

- ① 走行の操作（20時間）
- ② 荷の運搬（4時間）

2. 講習科目の受講一部免除

- (1) 建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で、実地試験においてトラクター系若しくは、ショベル系建設機械操作施工法を選択しなかった者又は二級の技術検定で第2種から第6種までの種別に合格した者。
- (2) 大型特殊自動車免許を有する者。
- (3) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、機体重量3 t以上若しくは3 t未満の（令別表第七 第1号・整地・運搬・積込み用機械、第2号・掘削用機械、第6号・解体用機械）に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務、又は最大積載量が1 t以上若しくは1 t未満の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務に、3ヵ月以上従事した経験を有する者
- (4) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習又は、車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了（修了証取得）した者。
- (5) 機体重量が3 t以上若しくは3 t未満の（令別表第七 第1号・整地・運搬・積込み用機械、第2号・掘削用機械、第6号・解体用機械）に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務、又は最大積載量が1 t以上若しくは1 t未満の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務に、6ヵ月以上従事した経験を有する者。

3. 受講料

区 分	受講科目 時 間	計	内 訳			
			受講料 (税込)	テキスト代 (税込)	修了証 送付料	
一 部 免 除	(1) 建設機械施工技術検定					
	(2) 大型特殊自動車免許を有する者					
	(3) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、3t未満の車両系建設機械（整地等）の業務若しくは、車両系建設機械（解体用）の運転業務又は、1t未満の不整地運搬車の運転業務に3ヵ月以上従事した経験を有する者	学 科 ②③④ 7 時間 実 技 ② 4 時間	会 員 28,974 円 非会員 29,144 円	27,000 円	会 員 1,570 円 非会員 1,740 円	404 円
	(4) 車両系（整地・運搬等）運転技能講習又は、車両系（解体用）運転技能講習修了者					
	(5) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転業務又は、不整地運搬車の運転業務に6ヵ月以上従事した経験を有する者	学 科 ①②③④ 11 時間 実 技 ② 4 時間	会 員 32,974 円 非会員 33,144 円	31,000 円		

4. 修了試験

【学科】講義終了後、1時間の筆記試験を行います。

【実技】基本操作・定められた方法による荷の運搬

5. 修了証

所定の科目を受講し、学科・実技双方の修了試験合格者には、1週間程で「不整地運搬車運転技能講習修了証」を送付いたします。

6. 講習日時及び会場

【学科】 日 時：令和 年 月 日（ ） 午前9時00分～
会 場：

【実技】 日 時：令和 年 月 日（ ） 午前8時30分～
会 場：建災防青森県支部 実技教習所

十和田市大字伝法寺字大窪2-38（大窪企業団地内）

TEL 0176-28-3130

7. 申込方法及び提出書類

- (1) 受講申込書（所定の申込書に必要事項を記入の上、捺印のこと。）
- (2) 写真 1 枚（胸上タテ 3 cm×ヨコ 2.4 cm、1 年以内に撮影し無帽・無背景のもの。）
- (3) 受講料（前納制です。当支部・実施分会の窓口か、現金書留にて納付すること。）
- (4) 受講一部免除を受けようとする者は、有資格証の(写)を申込書裏面に貼付けすること。

8. 受講定員及び締切り

1 回あたりの受講定員は 30 名以内とし、講習開始の一週間前までにお申込みください。また、締切日以前であっても定員に達した場合は、受付を締切りますのでご了承ください。受講定員に満たない場合は延期又は中止になる事もございます。

コロナウイルス感染防止対策として

- ・発熱等の症状がみられる場合には、受講をご遠慮ください。
(次回受講可能な日に振替又は、受講を見合わせる場合は受講料を返金いたしますので事務局までご連絡ください。)
- ・マスクの着用をお願いいたします。
- ・講習会場に入るつど、手洗い・アルコールでの手指消毒にご協力ください。
- ・当面の間、県外からのお申し込みはご遠慮いただいております。
- ・状況悪化等によるコロナウイルス感染防止対策の為、中止及び延期になる事もございます。

9. その他

- (1) 電話による申込み予約等は行っておりません。
- (2) 受講当日は、必ず筆記用具を持参すること。
実技講習においては、安全帽、作業服、軍手、安全靴(長靴可)を各自準備すること。(安全帽については、現地に備えてあります。)
- (3) 開講 1 週間前の取消し又は欠席した場合は、受講料等はお返しいたしません。
(発熱等の症状がみられる場合には、受講をお控えいただくようお願いいたします。その場合、特例措置として、受講料を返金いたしますのでご連絡ください。)
- (4) 受講申込書は、当支部ホームページにて入手できます。
建災防 青森県支部 (<http://www.ao-kensaibou.com/>)
- (5) 講習の日時及び会場については、お間違いのないようご注意ください。
- (6) 受講当日は、時間厳守といたします。
※業務規程により受講時間が定められていますので、遅刻・途中退席された方や講義中の居眠り・携帯電話の操作等は講義の妨げとなることから、受講若しくは修了試験を受験できません。
- (7) 駐車場は、講習会場によって異なりますので、必ずお申込み後にお渡しする受講票にてご確認ください。

10. お問い合わせ先・申込み先

◆建設業労働災害防止協会 青森県支部

〒030-0803 青森市安方二丁目 9-13 青森県建設会館 1 F

TEL 017-773-6200 FAX 017-773-6201

◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 上北分会

〒034-0081 十和田市西十三番町 4-10 建設会館 1 F

TEL 0176-23-6141 FAX 0176-20-1174